

条例改正

国保税3年ぶりの増額

一人あたり約8・6%増で決定

国民健康保険税 条例

(要旨) 1人あたりの医療費の増加や国民健康保険税

の被保険者の減少、所得額の減少により、今年度の国民健康保険税額は3年ぶりに増額となった。被保険者の減少については、人口減少のほか被保険者の高齢化により、後期高齢者医療制度へ移行していることも要因となっている。

ことに向けて資産割が廃止され、より所得に応じた負担額となった。
なお、退職者医療制度の新規対象者の受け入れが平成26年度で廃止され、平成27年度からは退職をしたらそのまま国民健康保険に入ることとなっている。

増額幅を軽減するため、前年度繰越金や基金の取り崩しなどを行い約2500万円を減税に充てたが、税負担額は前年度より1世帯あたり約8・5%（1か月あたり約1100円）増、1人あたり8・6%（1か月あたり約630円）増となった。

また、平成30年度に国保医療制度が県に統合される

※退職者医療制度
会社を退職した方が、医療の必要が高まる時期に国民健康保険に移ることに、国民健康保険の財政負担や加入者の保険料負担が過重になることを回避するために創設された制度。

(全員賛成で可決)

1世帯及び1人あたりの税負担平均額 (年額/円)

	1世帯あたり	1人あたり
27年度	175,850	96,415
26年度	162,130	88,762
増減額	13,720	7,653
増減率	8.5%	8.6%

※1世帯あたり月額約1,100円増
※1人あたり月額約630円増

さらに税額を引き下げる方法はないのか

問

(浅野富男議員)

今年度国保税額軽減を図ったが、それでも税額が上がったとのことである。さらに税額を引き下げる方法はないのか。

課長

保健福祉課 昨年度は国保の財政に余裕があったので5600万円を充当し税額の軽減を図ることができたが、今年度は財政運営が大変厳しい状況である。

これ以上の軽減は困難である。

ふるさと納税の特例控除額を2割に引き上げ

町税条例

(要旨) ふるさと納税について、個人住民税などの特例控除額を1割から2割に拡充しワンストップ特例制度を新設して申告を簡素化するもの。

軽自動車税について、軽4輪車のグリーン化特例経過措置の導入、2輪車の税率引き上げ時期を平成28年4月1日に延長。

町たばこ税について、平成31年4月1日までに紙巻きたばこの特例税率を4段階で引き上げて、特例税率については廃止するもの。

(全員賛成で可決)

ワンストップ特例制度

平成27年4月1日の税制改正により、ふるさと納税をする先が5自治体までは確定申告が不要となる制度。



健康体操で介護予防(くにみ元気まつり)

貝田団地の住宅を 3棟取り壊し

町営住宅条例

貝田団地の住宅を3棟取り壊したことにともない、管理戸数を5戸から2戸に変更するもの。

(全員賛成で可決)

原発避難者への 減免を延長

東日本大震災による被災者の国保税などを減免する条例

原発事故の避難者への減免のうち、状況がまだ改善されていないことから国民健康保険税、介護保険料の減免を27年度分まで延長するもの。

(全員賛成で可決)

介護施設の居室 定員を変更

町指定地域密着型サービスの事業の基準を定める条例

介護福祉老人施設の居室の定員を、県の基準に合わせて「3人」から「4人以下」に改正するもの。

(全員賛成で可決)



保育所との交流ですます元気に
(デイサービス)

条例制定

外部委託を民間団体 やNPOにも拡大

公の施設の指定管理
者の指定手続きなど
に関する条例

町ではデイサービスセンターについて個別条例において指定管理を行ってきた

が、今後道の駅やその他の公の施設で指定管理を進めていくため、基本条例として制定するもの。

(全員賛成で可決)

※指定管理者制度

平成15年の地方自治法の改正により、公共的な団体に限られていた外部委託を、民間団体やNPOにも委託できるようにした制度。

福島県町村議会議長会より感謝状



6月19日、福島県町村議会議長会より、前議長
の八島博正議員にこれまで議長会会長、副会長を
務めたことに対して感謝状が贈られ、6月定例会
の席上で伝達されました。

人

事

監査委員に 松浦常雄議員

任期満了により、議会選出の監査委員に松浦常雄議員が選出され、同意されました。任期は議員の任期と同じ4年間。



松浦常雄議員

人権擁護委員に 畑善徳氏、阿部 博氏を再任

人権擁護委員の任期満了による畑善徳氏(藤田)、阿部博氏(大木戸)の再任について、両氏を適任と認め推薦することを決定しました。